

畳表についての検査方法

制 定 昭和48年5月10日農林省告示 第993号
改 正 平成5年7月23日農林水産省告示第849号
改 正 平成13年2月23日農林水産省告示第230号
改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号
改 正 平成20年6月9日農林水産省告示第918号
最終改正 平成25年4月1日農林水産省告示第810号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次に定めるところによる。

(1) 抽出の割合等

種類、たて糸の種類及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする畳表の一日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれの同表の右側に掲げる枚数の畳表を試料として抽出する。

検査荷口の大きさ		抜取り枚数
40以下 (枚)		10 (枚)
41以上	100以下	20
101以上	300以下	30
301以上	1,000以下	50
1,001以上	2,000以下	80

(注) 検査荷口の大きさが2,000をこえる場合は、1荷口の大きさがそれぞれ2,000以下となるようにその荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

(1)により抽出した試料の単位体ごとに畳表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号。以下「日本農林規格」という。）に基づいて検査（検査荷口のたて糸が、日本農林規格に定めるたて糸の基準に適合する旨の証明を受けたものにあつては、たて糸についての検査をその証明の確認に代えることができる。）を行い、その結果、各単位体が適合する日本農林規格の等級のうち最も多くの単位体が適合する等級（以下「格付け等級」という。）以外の等級に適合する単位体を不合格とし、当該不合格単位体数が次の表の左欄に掲げる抜取り枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる不合格単位体数以下であり、かつ、当該不合格単位体のうちに格付け等級に隣接しない下位の等級に適合するものがないときは、当該検査荷口の畳表を日本農林規格の当該格付け等級に格付けする。この場合において、(1)により抽出した試料のうちに、2以上の等級に適合するものがあるときは、その等級のうち最も上位の等級に適合するものとして取り扱うものとする。

抜取り枚数	不合格単位体数
10 (枚)	0 (枚)

20	1
30	2
50	5
80	9